

第1章 はじめに

1-1 策定の背景

本区では、「みどりの中の都市 (CITY IN THE GREEN)」を掲げ、みどりの魅力を活かしたまちづくりの実現に向け「江東区みどりの基本計画（後期）」を令和7年3月に策定しました。また、街路樹においては平成22年7月に東京都と共同で「江東区における街路樹充実計画」（以下、「街路樹充実計画」という。）を策定し、街路樹の本数を倍増するなど、みどりの充実に取り組んできました。

一方で街路樹は、大径化や自然災害に伴う倒木・落枝などによる安全性の懸念や維持管理の負担増加といった課題が顕在化し、みどり豊かな都市環境を持続的に維持するためには、適正な維持管理体制の構築が不可欠です。国土交通省では、街路樹管理マニュアルの策定や技術的検討を通じて、安全性と持続可能な管理体制の構築を推進しており、東京都においても、街路樹100万本計画や診断マニュアルの整備などにより、計画的な整備と管理の高度化が進められ、都市緑化におけるネットワーク形成とともに、街路樹の健全性診断や危険木の早期対応など、安全性と景観の両立を目指した施策が展開されています。

本区の街路樹整備は、東京都の設計基準に基づき適切に実施していますが、一部の路線では、樹勢の衰えや景観の悪化が見られており、美しいまちなみの形成、沿道環境の保全、道路利用者の安全性や快適性の確保などの観点から、街路樹植栽の方向性を示すガイドラインの策定が必要となっています。

こうした背景を踏まえ、街路樹の維持管理や整備などにおける基本的なルールを定めた「江東区街路樹植栽ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定することとしました。

1-2 策定の目的

本ガイドラインの策定により、街路樹の役割と重要性についての認識を一層深めるとともに、維持管理や整備に対する理解を促します。

また、ガイドラインに基づいた維持管理や整備を推進することで、大径化や自然災害に伴う倒木・落枝などによるリスクの低減、歩行者と車両通行の安全確保、緑陰の形成による快適な空間の創出、都市景観の質を向上させ良好な道路環境と沿道景観の形成を行います。

1-3 街路樹の役割と機能

街路樹は都市環境におけるグリーンインフラ^{*}の一つとして、都市の安全性や快適性、環境保全など多岐にわたる都市機能を支える重要な役割を果たしています。歩行者にとって心地よい空間を提供するとともに、都市景観の質を高めるなど、道路空間の魅力向上にも寄与し、次のような多面的な機能により、区民生活に安心・安全をもたらします。

◆ 防災・減災機能の向上

- ・火災時における熱風や延焼を防ぎ、火の広がりを抑える防火帯として機能します。
- ・災害時に倒壊建物を支え、避難空間を確保することにより被害の軽減につながります。
- ・樹木が風の流れを受け止めて弱めることで、周囲に突風が吹き付けるのを防ぎ、強風による物的被害や歩行者の危険を減らす役割を果たします。

効果：災害時などの安全性を高め、安心して暮らせるまちとなります。

◆ 水害対策

- ・樹木の葉や枝が雨を受け止めることで、一度に地面へ流れ込む雨水が減ります。
- ・雨水が樹木の根系や土壌の空隙を経て地下へ浸透し、地表流出が抑制され地下水が蓄えられることで、豪雨時の浸水リスクが低減します。

効果：浸水被害を軽減し、生活環境が守られます。

◆ 交通安全

- ・歩行者と車両の分離やドライバーの視線誘導を行います。
- ・車両のライトや日差しの遮断による視認性の確保により歩行者の安全を守ります。
- ・街路樹が緩衝材となり事故の際に衝撃を緩和することで、被害の軽減につながります。

効果：事故リスクを低減し、安心して道路を利用できます。

◆ ヒートアイランド現象の緩和

- ・強い日差しの遮断と樹木の蒸散作用に伴う冷却効果により、都市の温度上昇を抑制し、ヒートアイランド現象を緩和する機能を有します。

- ・樹木を適切に配置することで、空気の流れが改善され、人工排熱（エアコンや自動車からの排熱）などによる溜まった熱の拡散を促進します。

効果：平均気温の低下や熱帯夜の減少により熱中症リスクが低減し、外出しやすい環境を提供します。

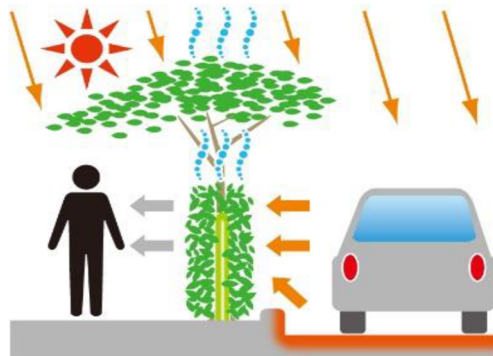


図 1.3.1 ヒートアイランド現象緩和のイメージ

【出典】環境省「まちなかの暑さ対策ガイドライン」（令和 5 年 3 月改定）

◆ 大気汚染や騒音の軽減

- ・自動車からの排気ガスである窒素酸化物を葉の粉塵吸着により浄化し、大気汚染の軽減に貢献し、区民の健康を守ります。
- ・車道からの騒音を軽減することで、歩行者や沿道の方に静かな環境を提供します。

効果：空気の質の改善による喘息やアレルギー症状の緩和のほか、静かな環境がストレスを軽減します。

◆ 生物多様性の保全

- ・生きものにすみかを提供し、多様な種が共存できる環境の確保が可能です。
- ・都市環境における人と生きものの共生を可能とします。
- ・点在する緑地を繋ぎ、生きものの移動を可能にするエコロジカル・ネットワークとして機能します。

効果：自然とふれあえる環境を提供し、地域の生態系を守ります。

◆ 快適な歩行環境の提供

- ・緑陰による強い日差しの緩和と気温調整を可能とし、快適な歩行環境を提供します。

効果：涼しい歩道を提供し、QOL（Quality of life:生活の質）を向上させます。



写真 1.3.2 街路樹のあるまちなみ

◆ 景観形成やリラックス効果の向上

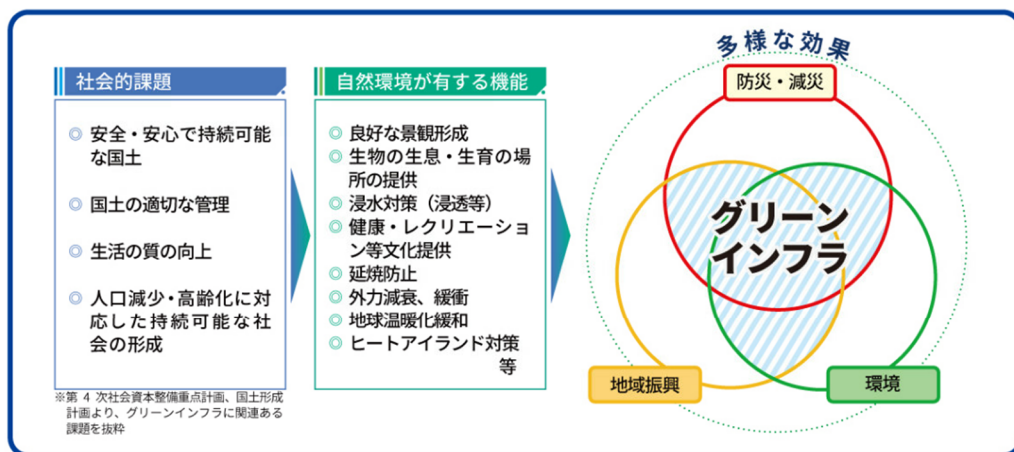
- ・ みどりのまちなみにより、美しい景観を形成します。
- ・ 季節感を与え、区民へ憩いと安らぎを提供し、都市の魅力を高めます。

効果：心の安らぎや満足感が高まり、観光や資産価値の向上に加えて、地域への親しみや愛着が育まれます。

Column グリーンインフラ(グリーンインフラストラクチャー)とは

『国では、「グリーンインフラ」を「社会資本整備、土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」としています。』街路樹は、公共施設におけるグリーンインフラの一つとしてあげられます。

【出典】江東区「江東区みどりの基本計画（後期）」（令和7年3月）P64 コラム 06



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方

【出典】国土交通省「ホームページ（【導入編】なぜ、今グリーンインフラなのか）」
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html)

1-4 適用範囲

(1) 対象とする道路

本ガイドラインの対象となる道路は、本区が管理する植栽可能な歩道※や歩行者専用道路となっている特別区道を対象とします（図 1.4.1）。区内の国道や都道、公開空地など、本区が管理しない道路は含みません。

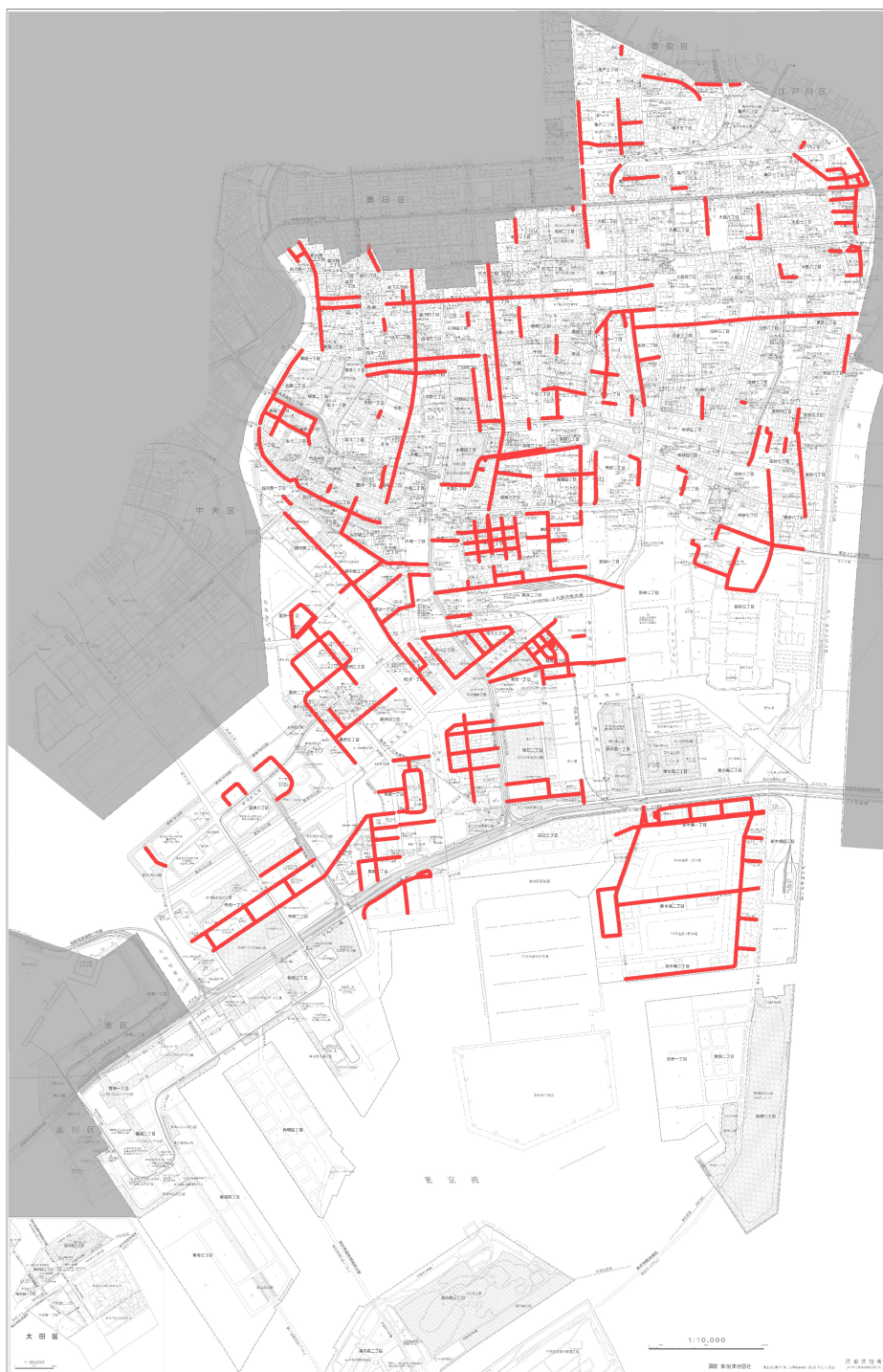


図 1.4.1 街路樹整備路線（令和 8 年 3 月末時点）

※ 植栽条件などの変更に伴い、整備路線でなくなる場合があります。

※歩道は、道路法に基づき道路区域内に設置された車道と街きょ及び柵などで明確に区切られた歩行者通行空間を指し、民地（建築物の敷地内）である公開空地は含まないものとします（写真 1.4.2）。

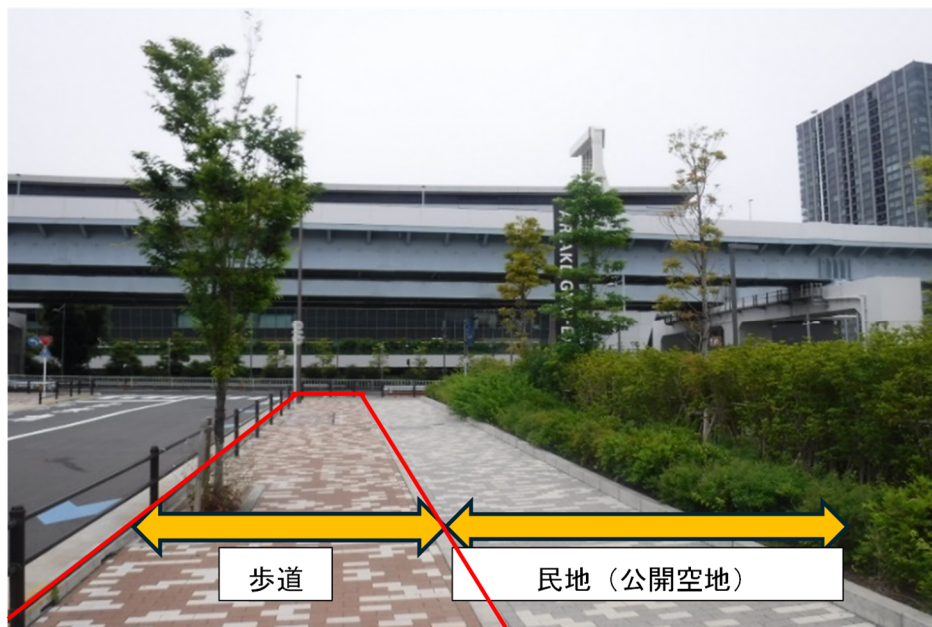


写真 1.4.2 歩道（赤枠）の区域（民地との区分）

（2）街路樹の定義

一般的に街路樹は、道路区域内に植栽される高木を指しますが、本区は「街路樹充実計画」において、中木を含め街路樹として管理しているため、本計画でも中木を含め街路樹として定義します（表 1.4.3）。

表 1.4.3 高さによる街路樹の定義

	定義	樹高	機能
高木	街路樹	3m 以上	景観形成、環境保全、交通安全確保、緑陰提供
中木		1m～3m	高木の補完、視線遮蔽、景観形成、緑陰提供
低木	街路樹など	1m 未満	空間の隙間を埋める、視認性確保

【出典】国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）参考資料」
（令和 8 年 3 月改定）をもとに樹高を定義